

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

3 教 参 学 第 2 号

令和3年4月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長

石 塚 哲 朗

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局

教育課程課長

滝 波 泰

(公印省略)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添1のとおり、令和2年度には学校の管理下において3千件を超える熱中症事故が発生しています。

学校管理下における熱中症事故は前年よりも減少しているところですが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念されることから、政府においては令和3年3月25日に「熱中症対策行動計画」を作成したところです。

また、昨年度、環境省と気象庁が関東地方において先行実施した「熱中症警戒アラート（試行）」を踏まえ、本年4月28日から「熱中症警戒アラート」（別添2参照）が全国で運用開始されました。これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるものです。この情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、環境省と文部科学省では、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を共同で作成中であり、5月下旬頃に公表予定ですので、後日お知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いいたします。

いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28Ver.6）』で示している内容を御参照願います。

2. 「熱中症予防強化キャンペーン」について

政府においては、令和2年度まで実施していた「熱中症予防月間（原則毎年7月）に代わり、毎年4月1日～9月30日を実施期間として、時期に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組として「熱中症予防強化キャンペーン」を新たに開始しています。国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和3年度は4月28日から熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数（WBGT）を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添3の関連規定を踏まえ、次の（1）から（3）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- （1）夏季における休業日等の検討に当たっては、2. に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。
- （2）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。
- （3）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業等の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることも考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2018」 (平成 30 年 3 月改訂 環境省)
(http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(<https://www.env.go.jp/press/109467.html>)

○気象庁

- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html)

○文部科学省

- ・令和 2 年 5 月 21 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021. 4. 28Ver. 6)
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成 31 年 3 月改訂)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」 (ポスター) (平成 31 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書 (平成 26 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)

【本件担当】

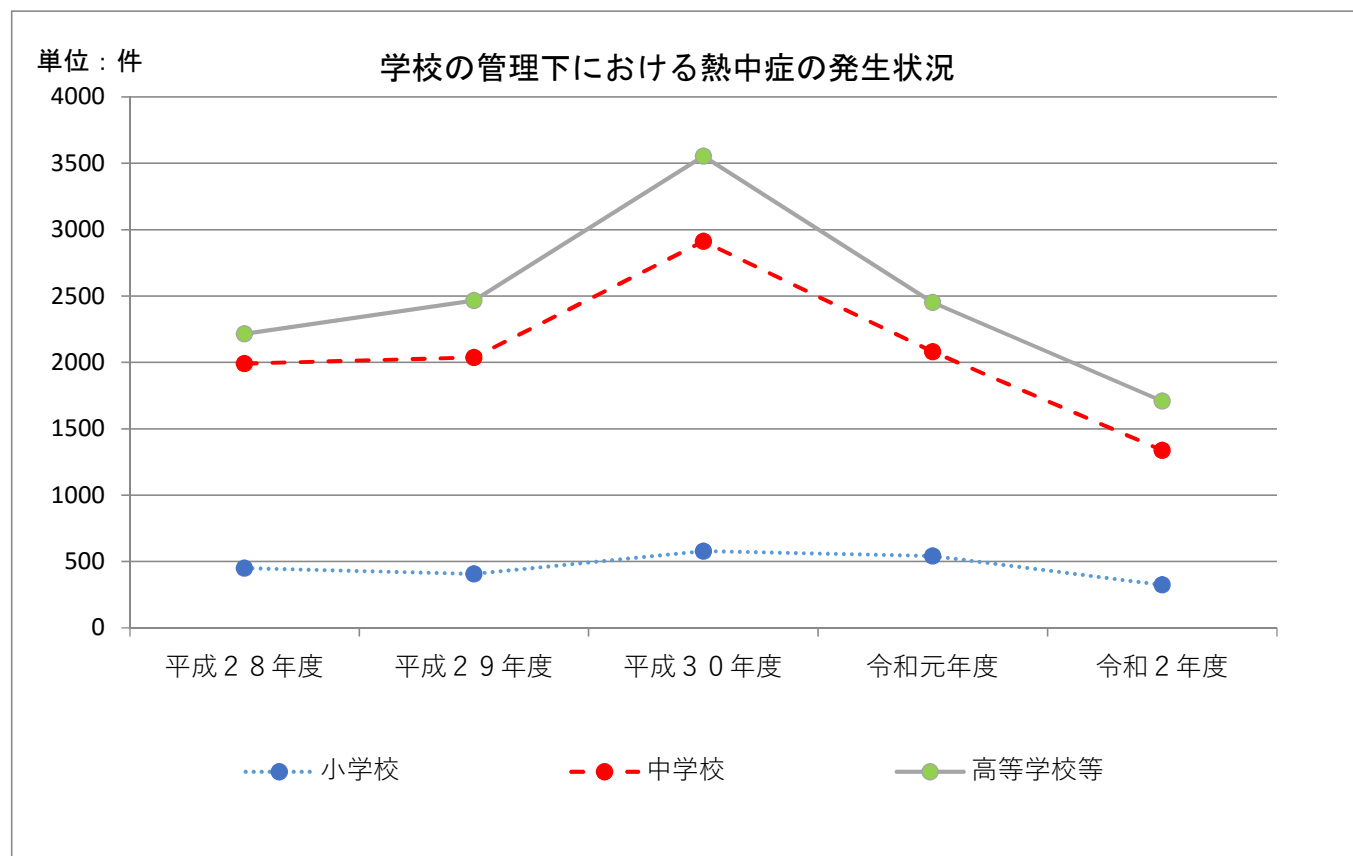
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	451	408	579	541	324
中学校	1,992	2,038	2,912	2,081	1,338
高等学校等	2,216	2,467	3,554	2,452	1,709
計	4,659	4,913	7,045	5,074	3,371

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和 2 年度は速報値)



熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート」について

令和3年4月28日より全国で本格実施



環境省

×



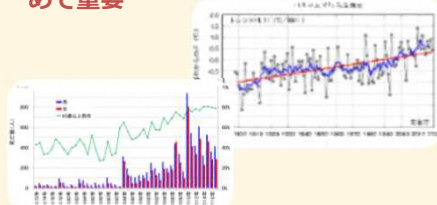
気象庁

熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による**死亡者数・救急搬送人員数**は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると**熱中症対策は極めて重要**



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との関係が高い**暑さ指数（WBGT）**を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数（WBGT）とは、人間の熱"ラシ"に影響の大きい

気温 湿度 輻射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数（WBGT）が**33以上になると予測した場合に発表**

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安 ^(注1)	日常生活における注意事項 ^(注2)	熱中症予防運動指針 ^(注3)
31℃以上	すべての生活活動で注意を要する	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止。特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	すべての生活活動で注意を要する	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（運動は中止）。熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走などの体温が上昇しやすい運動は避け、10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに慣れた人は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動で注意を要する	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	警戒（積極的に休憩）。熱中症の危険が著すので、積極的に休憩をとり適宜水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきに十分に休息をとる。
21～25℃	強い生活活動で注意を要する	一般的に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給）。熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

注1) 日本生気象学会指針より引用

注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

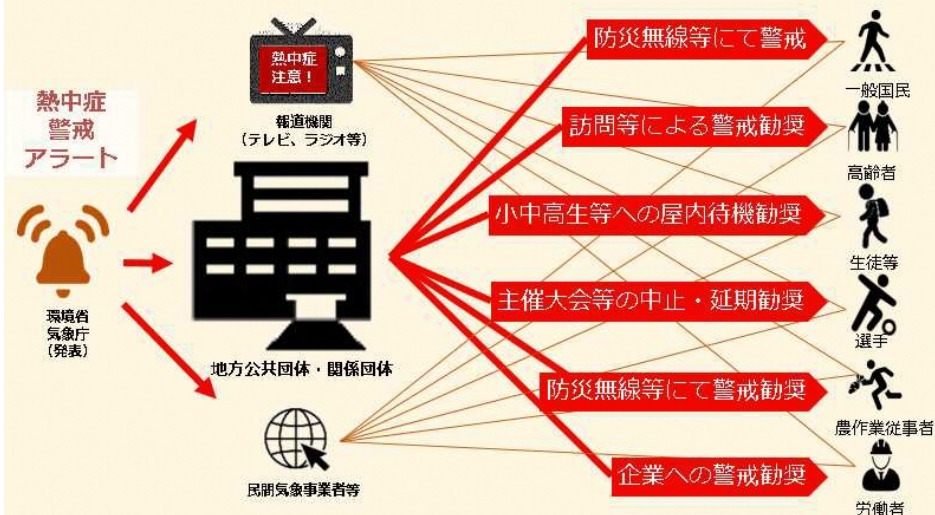
<地域単位>

- 気象庁の府県予報区単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

5. 情報の伝達方法（イメージ）



6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、**日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。**
- (例)
- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
 - 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
 - 身の回りの暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にする。
 - エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止／延期をする。
 - のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

7. 令和3年度以降の検証について

- 令和3年度の全国展開以降、定期的に「熱中症警戒アラート」の発表状況等を踏まえた検証を実施し、効果の算出に努める。
- 継続的に検証を重ね、今後の熱中症対策の課題改善に繋げる。

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

- 2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。